発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年11月27日
【発行者の名称】	株式会社ルリアン （Le Lien Co.,Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO　藤巻　米隆
【本店の所在の場所】	京都市中京区蛸薬師通烏丸西入る橋弁慶町227番地
【電話番号】	075-585-5188
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長　阿波　良和
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番８号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ルリアン https://le-lien.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１．TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部　第３　４【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２．発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第１項第１号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３．TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４．東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第１ 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第７期	第８期	第９期
決算年月		2024年８月	2025年８月	2026年８月
営業収益	（千円）	1,179,989	1,291,962	1,503,352
経常利益	（千円）	71,352	64,609	73,132
当期純利益	（千円）	48,917	45,894	48,805
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－
資本金	（千円）	10,355	10,355	10,355
発行済株式総数	（株）	21,440	21,440	214,400
純資産額	（千円）	225,060	270,955	319,760
総資産額	（千円）	609,979	689,081	746,670
１株当たり純資産額	（円）	1,049.72	1,263.78	1,491.42
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益金額	（円）	228.16	214.06	227.64
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	217.53
自己資本比率	（%）	36.9	39.3	42.8
自己資本利益率	（%）	24.4	18.5	16.5
株価収益率	（倍）	－	－	18.1
配当性向	（%）	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	111,397	80,890	25,845
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△25,797	△52,208	△16,840
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△1,374	△2,973	△3,096
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	359,040	384,747	390,656
従業員数 （外、平均臨時雇用人員）	（名）	50 （38）	53 （44）	65 （52）

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
４．第７期及び第８期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
５．第９期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、当社株式は2025年11月21日にTOKYO PRO Marketに上場したため、新規上場日から第９期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

６．第７期及び第８期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
７．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用人員（パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は( )内に外数で記載しております。
８．第７期の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第５項の規定に基づき、三優監査法人の監査を受けており、第８期及び第９期の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、三優監査法人の監査を受けております。
９．2025年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年９月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。

２ 【沿革】

創業者であり現代表取締役会長兼CEOの藤巻米隆は、1987年に藤巻司法書士事務所（現司法書士法人F&Partners）を開設いたしました。以来、顧客の立場を重視した幅広い業務を提供するなか、相続に際して事前の対策や十分な情報を得る機会がなく、課題を抱える多くの顧客層があることに着目し、士業のためのソリューションとして、「士業がプロ業務に専念できるバックオフィス代行が必要」と考えました。その思想の下、2018年４月に創業したのが当社（設立時の商号は株式会社back50、2020年1月に現商号に変更）になります。士業が見込み顧客の獲得の営業に奔走し、ライセンスに基づく本来の業務に取り組む時間を確保できない姿に疑問を感じたことに加え、相続手続きに関するニーズの拡大を背景として、専門士業と顧客とを結びつけるプラットフォームを展開し、士業においてはこれまで以上に専門業務に取り組むことができ、顧客においてはワンストップでサービスを受けることができる体制の構築を目指すことになりました。

株式会社ルリアン（設立時商号：株式会社back50）設立以降の経緯は、次のとおりです。

年　月	概　　要
2018年４月	株式会社back50を東京都千代田区に設立
2018年４月	プラットフォーム事業『みんなの相続窓口』の開始
2020年１月	株式会社ルリアンに商号を変更
2021年４月	大阪府大阪市中央区に大阪事務所を開設
2021年６月	滋賀県草津市に滋賀事務所を開設
2021年12月	本店を東京都千代田区から京都府京都市に移転（旧本店は東京支店に変更）
2023年９月	高齢者施設紹介事業『きずなび』を開始
2024年３月	宅地建物取引業免許を取得
2024年４月	顧客向けツール『相続エスコート』の運用開始
2024年９月	東京支店を東京都千代田区から東京都中央区に移転
2025年７月	大阪事務所を支店化
2025年11月	東京証券取引所　TOKYO PRO Marketに株式を上場
2026年４月	京都本社・東京本社・大阪本社の３本社体制に移行し、滋賀営業所の名称を関西コミュニケーションラボに変更
2026年４月	福岡県北九州市小倉北区に九州コミュニケーションラボを開設
2026年６月	関西コミュニケーションラボを滋賀県草津市から京都府京都市中京区に移転

３ 【事業の内容】

当社は設立以来のビジョンである「争いを防ぎ 人と人をつなぐ」のもと、相続手続きに関するニーズを有する顧客に、必要なサポートを提供する行政書士や税理士をはじめとした専門事業者をつなぐ、相続に関するプラットフォーム事業「みんなの相続窓口」を運営しております。葬儀社や金融機関との連携により、相続手続きに課題を抱える顧客を早期に把握し、自発的にアプローチを行うことにより、相続の専門事業者による高品質のサービス提供を可能とするネットワークを構築しております。

当社は、「顧客側に立つ」ことを主眼とする顧客満足の高いプラットフォームを運営することにより、不慣れな手続きに忙殺されることによる心的負担、特定の親族に手続き上の作業あるいは権限が集中することによる不公平感など、相続において発生する様々な課題を解決し、顧客の負担軽減と親族間の安寧に資する事業の確立に注力しております。

なお、当社は相続に関連するプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、当社が運営する「みんなの相続窓口」のサービス内容及びその特徴は以下のとおりであります。

（１）専門事業者ネットワーク（パートナー）の構築

相続に関連する知識と経験を有し、顧客をサポートする士業などの専門事業者をネットワーク化し、事業の効率化やサービスの均質化・向上などを目的としてさまざまなサポートを行っております。

① 営業代行（顧客開拓）

専門事業者ネットワーク全体の営業を代行し、顧客開拓を行っております。葬儀社や金融機関との提携（アライアンス）により、相続ニーズを抱える見込顧客を獲得しております。

② 教育・研修プログラムの提供

専門事業者毎にサービスレベルが異なることを防ぎ、均質化された高度なサービスを提供するためＥラーニングとＯＪＴを組み合わせた当社オリジナルの教育・研修プログラムを提供しております。当社が設定した初期教育を修了した専門事業者が、「みんなの相続窓口」において相続手続き業務を行います。また、初期教育修了後においても、専門知識の深化やホスピタリティの向上を目的とするリカレント教育が用意されており、各専門事業者の研鑽を図ります。

③ 信頼性の担保施策

a 等級制度

相続の専門家であるという信頼性を担保する施策の一環として各専門事業者について等級制度を導入しております。さまざまなニーズにお応えする「かかりつけ士」として、１～５級の認定を行っております。各専門事業者は、当社が設定した初期教育を修了した場合のみ、「みんなの相続窓口」において相続手続き業務を行うことができます。初期教育を修了した事業者は「かかりつけ士５級」に格付けされ、実績に基づき４級、３級と昇級していきます。

b 広報・ツール制作

「みんなの相続窓口」への信頼を高めるため、当社が代表して広報活動を担い、外部向けリリースの発信や顧客向けツールの制作を行っております。顧客との接点拡大に向けて、相続手続きの進捗を可視化し、専門事業者へいつでも相談できるチャット機能を備えた『相続エスコート』を開発しております。さらに、手続き後も寄り添い続けるため、遺言書作成や認知症対策などの終活コラムも配信しております。

④ 管理システムの構築と提供

「MINSOUシステム」と呼ばれる管理システムを開発し、専門事業者に提供することで、専門事業者の工程管理の効率化に貢献しております。同時に、当社サイドによる全ての相続手続きの工程管理（閲覧）が可能となり、透明性の高い取引が実現できることから、不正防止やサービスの品質管理にもつながっております。

⑤ ワンストップサービス（専門外業務サポート）

相続プロセスを担当している専門事業者が法制限等で取り扱えない状況（いわゆる「業際（専門領域を超えること）」の問題等）が生じた際に、当社が当該業務を遂行することができる別の専門事業者をアサインし、顧客側に負担をかけないようにするのがワンストップサービスです。専門事業者と顧客いずれにもストレスのないネットワークを構築しております。

⑥　集金代行

顧客から報酬を受け取るのは専門事業者ですが、その集金を当社が代行しております。経理処理に関する人的リソースが潤沢とはいえない専門事業者の業務削減に貢献し、本業の手続きにかける時間が確保できるという点で専門事業者にもメリットを創出しております。

（2）相続案件受任までの流れ

＜受任までの流れ＞

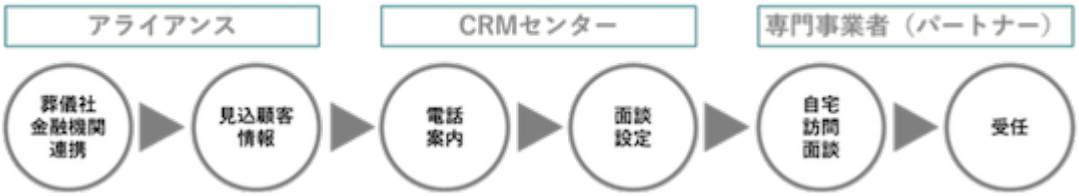

①　ＣＲＭセンターによる見込顧客へのアプローチ

当社プラットフォームにおいて、葬儀を終えた顧客が抱える相続ニーズを、葬儀社のアフターサービスを通じて同意の下で当社に伝えられるケースが圧倒的多数となっております。葬儀社から寄せられた情報をもとに、当社ＣＲＭセンターが顧客に架電して個別の手続きニーズを確認し必要な専門士業との面談設定を行っております。

②　自宅訪問サービス（無料面談）

葬儀社から寄せられた情報を基にＣＲＭセンターが顧客に架電をするアウトバウンド型コール（架電）に並ぶ特徴となっているのが、当プラットフォームに属する専門事業者による自宅訪問です。“被相続人の逝去により多忙を極めているであろう顧客の自宅に出向く”ことにより、身体的・精神的負荷の大きい時期に能動的な動きが求められる顧客の課題を解決しております。当窓口では、この自宅訪問面談までを無料で実施しております。

（3）提供サービスの内容

当社は、相続サポート、ライフサポート及びその他のサービスを提供しております。遺産分割に関するサポートから相続税等に関するサポートにつなぐなど、ネットワークをつなぐことがアップセルに直結しており、単価の向上に寄与しております。

①　相続サポート

相続サポートとして、相続手続きに関するサポートを行っております。逝去後の各種手続きのほか、遺産と相続人を確定させるための財産調査や戸籍収集、遺産分割協議書の作成、相続税等に関するサポートなどを、行政書士や税理士等の専門事業者等と連携し、それぞれの業務範囲に応じてサポートしております。当社の主力サービスであり、営業収益の大半を占めております。

②　ライフサポート

ライフサポートとして、保険や遺言、高齢者施設紹介といった、「終活」に類する家族のサポートを行っております。

③　その他

その他として、コールセンターの業務受託、不動産売買など幅広く事業を展開しております。

下図は、営業活動による件数の増加を縦軸、単価の向上を横軸で示したものであり、それらをいかに伸ばしていくかが戦略の柱となります。

＜当社売上のメカニズム＞

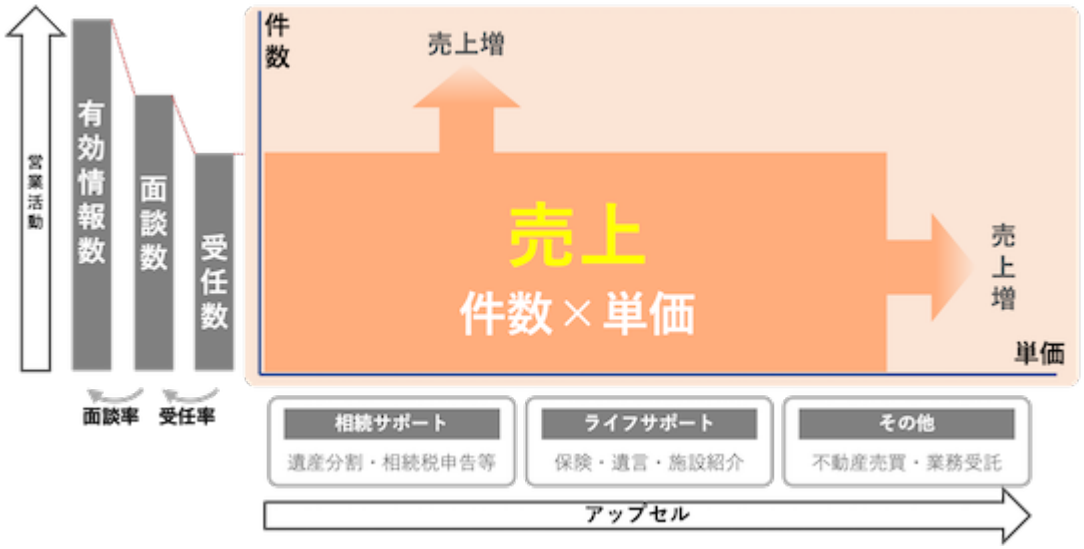

（4）当社ビジネスモデルの整理

当社のビジネスモデルは、相続に関する専門事業者（パートナー）が顧客（カスタマー）を獲得し報酬を得るためのサポートをするものです。当社はその業務に見合う報酬を専門事業者から受け取っております。すなわち、「営業活動の代行（a. 提携先の開拓、b. コールセンター業務）」、「コンサルティング（c. 相続に関する教育ツールの提供、d. 顧客獲得のための研修等）」、「バックオフィスサポート（e. 相続手続き工程管理システムの開発と提供、f. 集金代行）」であり、全国のパートナー事業者（主として行政書士、税理士）と提携して事業を展開しております。

また、アライアンス先である葬儀社や金融機関には、当社から顧客ニーズの提供協力に関する報酬を支払っております。

＜事業系統図＞

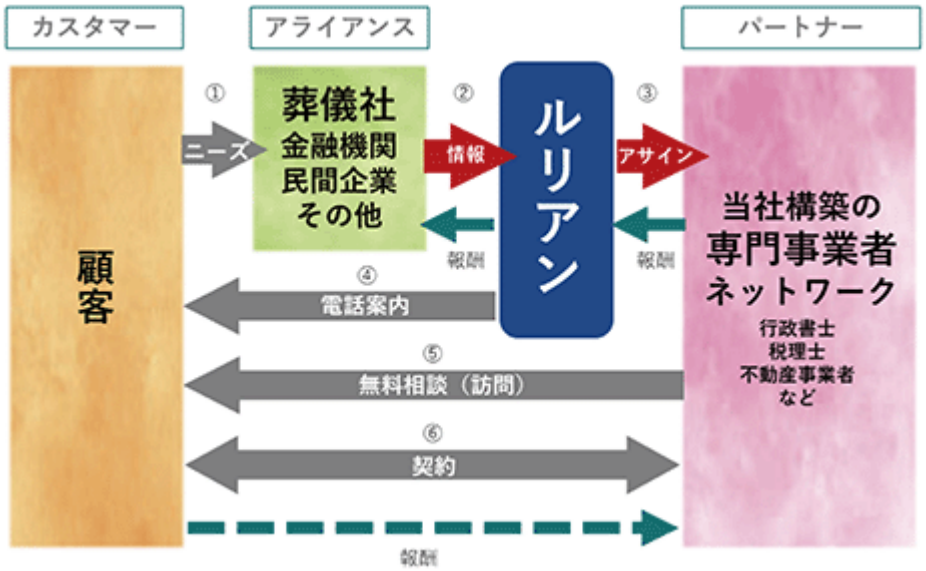

（５）当社の特徴

相続の専門事業者において最も基本的な顧客接点であるのは、当該事業者の営業担当などになります。専門事業者の運営方針に合わせた顧客との関係構築を行います。当社では、これを専門事業者の立場を最優先する「代理人型」とし、英訳Agent（エージェント）からＡ型と命名しております。士業事務所の多くは、一般的にこのＡ型の顧客接点が中心です。

次に専門事業者と顧客の中間に位置し、フラットな立場で両者を橋渡しする存在があります。信託銀行をはじめとした金融機関や、かつて各所で行われていた“よろず相談会”、現在のインターネットマッチングサービス等が類します。当社では「案内所型」とし、英訳Bureau（ビューロー）からＢ型と命名しております。

Ａ型、Ｂ型についてはそれぞれ「顧客側に立つ媒介者が不在」であり、これらは媒介者の不在によって顧客の相続手続きにおける不安・負担が重いのが現状です。当社のサービスはこの不安・負担を軽減することが大きな特徴です。「顧客側に立つ」ということはどの事業においても言われることですが、当社は実際にサービスとして落とし込むためには、事業モデルを顧客（カスタマー）にとって望ましい形に変えていく（カスタマイズ）という発想にたどりつき、Ａ型・Ｂ型から進化したＣ型（Customize＝調整型）という独自の概念を創りました。併せてＣ型を実現するためには、Ａ型である士業事務所の立場ではできないという考えに至り、士業事務所から独立した株式会社組織として当社を設立したというのが創業経緯となっております。

＜相続サービスに関する顧客接点（媒介者）の変化＞

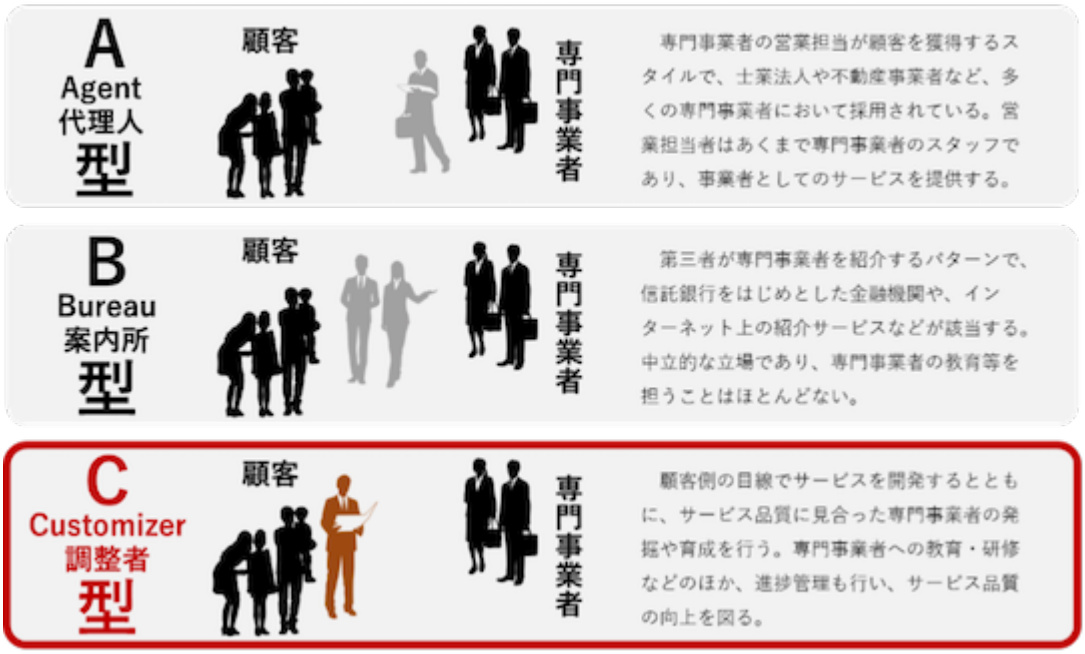

（用語の解説）

本書記載内容に対する理解を容易にするため、また、正しく理解していただくために、本書で使用する用語の解説を以下に記載しております。

用語	解説
相続	ある人が死亡したときにその人の財産（すべての権利や義務）を、特定の人が引き継ぐことを指します。
遺産分割	被相続人の財産を相続人に分割すること、およびその過程。狭義の相続を指します。遺産分割のための協議を遺産分割協議、協議結果を記載したものを遺産分割協議書といいます。
相続人	財産を受け継ぐ立場の人を指します。
被相続人	財産を遺して亡くなった人、故人を指します。
顧客（カスタマー）	相続手続き等のサポートを必要とする相続人やその家族などを指します。
専門事業者（パートナー）	当社と提携関係にある行政書士、税理士や不動産事業者などを指します。
みんなの相続窓口	当社がデザインした相続サービスのことを指します。送客元となるアライアンス開拓を行うとともに、当社サービスが提供できるパートナーを教育・研修制度により育成を行います。その両者をマッチングさせることにより相続サポートを行っております。
MINSOU（みんそう）システム	みんなの相続窓口のサービスに関する工程管理を目的としたシステムのことを指します。パートナーに提供され、個々の相続案件の進捗状況を管理することができます。MINSOU（みんそう）は「みんなの相続窓口」を短縮したものから名付けております。
相続サポート	相続手続きに関するサポートを指します。行政書士や税理士等の専門事業者等と連携し、それぞれの業務範囲に応じてサポートするものです。
ライフサポート	保険や遺言、高齢者施設紹介といった、「終活」に類する家族のサポートを指します。
ＣＲＭセンター	当社によるアウトバウンド型（架電型）のカスタマーセンターを指します。主としてアライアンス先から紹介された情報をもとに、架電を中心に相続ニーズに関する聞き取りを行っております。ニーズに応じたパートナーを選定し、自宅訪問面談のスケジュールを設定しております。
自宅訪問サービス（無料面談）	パートナーが顧客の自宅に無料で訪問し、相続に関しての状況を聞きとるサービスを指します。相続やサービスの流れを説明するとともに個別の事象を聞き取っております。
受任	面談の結果、契約に至ることを指します。
営業代行	当社がパートナーに提供するサービスで、アライアンスを開拓し見込顧客を紹介するものです。
集金代行	当社がパートナーに提供するサービスで、顧客からの報酬の集金を代行するものです。
きずなび	金融機関や葬儀社と提携する相続プラットフォームとは別の終活事業として構築中の事業で、ケアマネージャー（介護支援専門員）などと連携して高齢者施設を紹介します。「絆のナビゲーション」という考え方からネーミングしております。

４ 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５ 【従業員の状況】

（１）発行者の状況

2026年８月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
65（52）	42.8	3.1	5,532

（注）１．従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員数を（ ）外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．当社は相続に関するプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

４．当事業年度において従業員数が12名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

（２）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

（１）業績

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、物価上昇や海外情勢、金融資本市場の変動等の影響により、先行き不透明な状況が継続しております。当社が属する相続関連市場においては、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口で死亡数が2040年頃にピークを迎えると見込まれていることなどを背景に、相続手続きや生前対策に関する中長期的な需要が見込まれております。このような環境のもと、当社は提携先の拡大及び顧客対応体制の強化を推進し、事業基盤の拡大に取り組んでまいりました。なお、当社は2025年11月21日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場いたしました。

主力である相続サポートは、有効情報数及び受任数の増加を背景に、相続手続きに関する専門事業者への紹介に係る収益が伸長し、営業収益は1,474,921千円（前期比17.2%増）となりました。また、終活を中心とするライフサポートは人員の見直しにともなう高齢者施設紹介事業の収益の減少などが影響し、営業収益9,763千円（前期比48.1%減）となりました。その他では、不動産の取得とその売却が発生したことにより営業収益18,667千円（前期比28.7%増）となりました。なお、当事業年度より、事業内容をより明瞭に開示するために、営業収益の区分を従来の「１次サポート」「２次サポート」「その他」から「相続サポート」「ライフサポート」「その他」に変更しております。

この結果、当事業年度の営業収益は1,503,352千円（同16.4%増）となりました。一方、将来の増収増益に向けた採用強化等による人件費の増加や紹介手数料等の営業費用が増加したものの、営業収益の伸長により、これらの費用増を吸収し、営業利益は78,850千円（同22.8%増）となりました。また、経常利益は主に上場関連費用を計上したものの73,132千円（同13.2%増）、当期純利益は事務所移転費用を特別損失に計上したものの48,805千円（同6.3%増）となりました。

（注）有効情報数は、葬儀社等から寄せられる情報の総数から無効分（当社サービスが不要であることが明瞭な場合など）を除いた情報数を指します。

（２）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ5,908千円増加し、390,656千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは25,845千円の資金の増加となりました（前事業年度は80,890千円の資金の増加）。その主な内容は、売掛金及び契約資産の増加34,764千円、法人税等の支払額19,091千円及び営業預り金の減少10,148千円等による資金の減少があった一方で、税引前当期純利益69,153千円の計上、未払金の増加27,306千円等による資金の増加があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは16,840千円の資金の減少となりました（前事業年度は52,208千円の資金の減少）。その主な内容は、無形固定資産の取得による支出9,424千円及び有形固定資産の取得による支出5,373千円等があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは3,096千円の資金の減少となりました（前事業年度は2,973千円の資金の減少）。その内容は、リース債務の返済による支出3,096千円があったことによるものです。

２ 【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当社の主たる業務は相続に関するプラットフォーム事業のため、生産活動を行っておらず、生産設備を保有していないため、記載を省略しております。

（２）受注状況

当社の主たる業務である相続に関するプラットフォーム事業の特性に馴染まないため、記載を省略しております。

（３）販売実績

第９期事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、当社は相続に関するプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、営業収益の種類別に記載しております。

名称	販売高(千円)	前期比(%)
相続サポート	1,474,921	17.2
ライフサポート	9,763	△48.1
その他	18,667	28.7
合計	1,503,352	16.4

（注）１．当事業年度より、事業内容をより明瞭に開示するために、営業収益の区分を「１次サポート」「２次サポート」「その他」から「相続サポート」「ライフサポート」「その他」に変更しております。前期比は、前事業年度の数値を変更後の区分に組み替えた数値により算出しております。

２．主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
行政書士法人F&Partners	408,521	31.6	523,619	34.8
行政書士法人F&PartnersEAST	272,270	21.1	297,777	19.8

３ 【対処すべき課題】

当社事業基盤を支えるのは顧客の紹介元となる葬儀社等との提携、顧客にサービスを提供する専門事業者との関係の２点となります。前者をアライアンス関係、後者をパートナー関係として位置づけ、それぞれとのコミュニケーションが事業基盤であることを前提に、主な課題として以下を認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

①　案件の進捗管理

相続手続き支援は数ヶ月を要するため、進捗に関するクレームが発生しやすいという構造的な問題を抱えており、紹介元である葬儀社にクレームが入ることで顧客だけでなく葬儀社との信頼関係にも影響を及ぼす可能性があります。こうした背景から当社では顧客とのコミュニケーションを重視し、「MINSOUシステム」で各案件の状況を専門事業者と共有し、クレーム発生時には最優先で対応しております。また、進捗管理は収益の早期実現にも直結するため、専門事業者への頻繁なヒアリングを通じて状況把握に努めております。さらに、「相続エスコート」により、顧客自身が進捗を確認できるほか、チャット機能で不安や疑問をいつでも相談できる体制を整え、クレームの最小化を図っております。

②　システム開発と活用

相続手続きに関する工程を把握するための「MINSOUシステム」の開発は、個々の案件の進捗管理のためだけでなく、今後のサービス開発のためのデータベースとしても重要性を増しております。このDX戦略により、競合他社との差別化を一層図るとともに、当社の企業価値の向上に寄与するものであるため、積極的に行っていく方針です。

③　情報管理体制の強化

当社は多くの個人情報を預かるため、情報漏洩やデータの紛失等の事故が起きないように社内の管理体制を強固にする必要があると認識しております。情報管理規則の徹底に加え、運用状況を内部監査により詳細に確認することにより対処してまいります。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のものがあります。

また、必ずしもリスク要因に該当しないと考えられる事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるリスクのすべてを網羅するものではありません。

（1）事業環境に関するリスク

①　市場環境について

発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：低

当社は葬儀社から得る見込顧客情報を基に、顧客である専門事業者にサービスを提供しております。そのため、葬儀業界の動向は、当社のビジネスに重要な影響を与えます。団塊の世代の800万人が75歳以上の後期高齢者となったことで、75歳以上の高齢者が総人口の約18%に達しており、2040年には65歳以上の高齢者が総人口の約35%になると推計されております（出典：厚生労働省「我が国の人口について」）。こうした状況を踏まえると、葬儀ニーズは縮小しないことが予想されます。しかし、葬儀社側の事情（人材確保等の問題による施行件数の減少、従業員の人事異動等による相続手続きの顧客への案内の不足等）により、当社への情報数が減少につながり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

②　競争環境について

発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：高

当社は、顧客と専門事業者をつなぐプラットフォーム事業「みんなの相続窓口」の運営を通じて顧客の相続に関する課題を解決しており、提携葬儀社数の拡大及び提携専門家教育の強化並びにDX推進による新サービスの開発に取り組むことで、競争力の向上を図っております。しかしながら、当社と同様に相続及び終活に関するサービスを提供している企業や新規参入企業との競争が激化した場合、提携葬儀社数の減少や各葬儀社からの当社への情報提供数の割当減少などにより、顧客数の減少並びに手数料率の低下が起こり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③　技術革新について

発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：低

当社は、「MINSOUシステム」と呼ばれる管理システムを開発し、専門事業者に提供することで、専門事業者の工程管理の効率化に貢献しております。また、当社はインターネット領域の急速な技術革新及び顧客ニーズの変化に対応するべく、積極的に最新の情報の蓄積、分析及び当社サービスへの導入に取り組んでおります。しかしながら、当社が予期しない技術革新が起こり、その対応が遅れた場合には、当社の競争力の低下を引き起こし、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（2）事業体制に関するリスク

①　内部管理体制について

発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、更なる事業の拡大や継続的な成長のために、今後も内部管理体制を充実・強化させていく方針でありますが、事業の拡大に見合った人材採用や適時・適切な人員配置等、組織的な対応が出来なかった場合は事業の拡大や継続的な成長の妨げとなり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保及び育成について

発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：高

当社は、相続及び終活に関するニーズを有する顧客と専門事業者をつなぐプラットフォーム事業を展開しており、サービス品質を向上させていくためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠と考えております。そのため、当社は継続的な人材採用及び社内教育を行っており、今後も事業計画に合わせた優秀な人材の確保及び育成を行っていく方針です。また、福利厚生等の充実により、人材の定着にも努めてまいりますが、当社の求める人材を計画通りに確保、育成できなかった場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定の人物への依存について

発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：低

当社代表取締役会長兼CEOである藤巻米隆は、当社の創業者及び経営の最高責任者であり、経営方針や事業戦略の立案・決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社では、過度な依存を回避すべく、取締役会及び経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有を行い、経営管理体制の強化、経営幹部の育成等を図ることにより、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかし、何らかの理由により同氏が当社の経営を行うことが困難な状態となり、また、後任となる経営層の採用・育成が進展していなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ システム障害について

発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、主に管理システム「MINSOUシステム」により顧客情報及び専門事業者の工程管理を行っており、「MINSOUシステム」の安定的稼働は、当社が事業を行っていく上で根幹となるものであります。「MINSOUシステム」は、Microsoft社が提供するビジネスアプリケーションを当社仕様にカスタマイズしたものであり、Microsoft社の高度なセキュリティにより情報が保護されております。しかしながら、自然災害や事故、ソフトウェアの不具合、ネットワーク経由の不正アクセスやコンピュータウイルスの感染等の予期せぬ事態が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 小規模組織による運営体制について

発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、当事業年度末現在、取締役６名（内３名は社外取締役）、従業員65名と小規模組織であり、内部管理体制も現状の組織規模に応じたものとなっております。今後の事業拡大に備え、人員の増強、従業員の育成及び内部管理体制の強化を図る方針ではありますが、人員の増強や内部管理体制の強化が計画通りに進まなかった場合には、適切な組織対応ができず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑥ 特定の取引先への依存について

発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：高

「第３【事業の状況】２【生産、受注及び販売の状況】（３）販売実績」に記載のとおり、行政書士法人F&Partnersグループ2法人の営業収益全体に占める割合は50%を超えております。このため、将来的に同グループの方針変更によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。これに対し、当社ではF&Partnersグループ以外の行政書士や他の専門家の拡充及び同専門家への教育プログラムの充実・サービス品質の向上に取り組むことにより、業務委託先の平準化を行うことで当社の経営成績に及ぼす悪影響の軽減を図っております。

⑦ 新規事業について

発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：中

当社では、新機能の開発及び新サービスの提供を目的として、システム開発、アプリ開発、人材獲得及び広告宣伝を積極的かつ継続的に取り組む予定であります。これによりシステム投資や人件費等、追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新サービス及び新規事業の導入・拡大が当初の予測どおりに進まない場合、当社の事業、財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

（3）法的規制に関するリスク

① 法的規制について

発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中

当社の事業特性上、提携葬儀社や金融機関から顧客の個人情報の取得を行っているため、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。また、当社がシステム開発やコンテンツ制作の一部を外注する場合に対応が求められる「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の他に「特定商取引に関する法律」及び「不当景品類及び不当表示防止法」等の法的規制を受けております。これらの法的規制の適用にあたり、当社では管理部法務チームが関連部門と連携して関連法規の遵守を図っております。しかし、万が一、今後これら法令の改正や、当社の事業が規制対象となる新たな法令が制定され、当社がこれらに適切に対応できなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は上記を含む各種法的規制等に関して、法律を遵守するよう関連部門と管理部法務チームの連携を一層強化するとともに、必要に応じて社内勉強会を開催するなど、法的規制の遵守に努めてまいります。

② 情報セキュリティ及び個人情報保護について

発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中

当社は、インターネットやファックスを通じて、相続及び終活に関わる各種の個人情報を顧客の承諾を得て、提携葬儀社、金融機関及び顧客から受領し、保有しております。また、受領した当該個人情報は、当社の提携専門事業者と共有しております。当社では、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えており、個人情報保護規程及び情報システム管理規程を制定し、個人情報を厳格に管理しております。また、当社社員、提携専門事業者に対して個人情報保護に関する教育を徹底する等、個人情報の保護に積極的に取り組んでおり、プライバシーマークも取得しております。しかしながら、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等により、当社又は取引先が保有する個人情報が外部に流出した場合、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 各士業関連法令・規則について

発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：高

当社は、相続に関するニーズを有する顧客と専門事業者をつなぐプラットフォーム事業「みんなの相続窓口」を運営しており、相続に関する専門事業者（パートナー）が顧客（カスタマー）を獲得し報酬を得るためのサポートをし、当社はその業務に見合う報酬を専門事業者から受け取っております。各種士業の関連法令や規則等に改正等が生じた場合には、その内容により、当社の事業が制約を受ける可能性があり、特に、相続手続きのスタート部分（戸籍調査等）を担う行政書士との取引が制限される場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 訴訟について

発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中

提出日現在において、当社が当事者として関与している訴訟手続きはありません。しかしながら、当社の役員及び従業員の法令違反等の有無にかかわらず、提携先、顧客、その他第三者との予期せぬトラブル、訴訟等が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社では、顧客等とのトラブルについては、取締役会や経営会議、リスク管理・コンプライアンス委員会にて随時共有しており、訴訟発展に至るリスクを低減するとともに、現場においては顧客との十分なコミュニケーションを図っております。

今後も、役職員のコンプライアンス意識の醸成のための啓蒙活動を行うとともに、訴訟等になりうる案件については適切なモニタリングを行うことにより未然に防ぐよう努めてまいります。

（4）その他

① 社歴が浅いことについて

発生可能性：高、発生する時期：特定時期なし、影響度：中

当社の創業は2018年４月であり、社歴・業歴の浅い会社であります。社歴の浅い会社であるため、業績に影響を与えうる全ての事象を網羅的に経験していると断ずることができず、不測の事象により事業計画達成を阻害する要因が生じる可能性、及び過年度の業績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。創業以来蓄積した経営ノウハウや過去データに基づく将来予測を可能な限り精緻に実施していくことで、当該リスクが顕在化する可能性を最小化できるよう努めてまいります。

② 配当政策について

発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：低

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在当社は成長過程にあり、事業の拡大及び財務基盤の強化に向けた内部留保の充実を図り、企業価値向上を目的とした成長投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。将来的には、事業の拡大による収益力の向上や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、当社の業績が計画通りに進展しない場合には、配当を実施できない可能性があります。

③ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

発生可能性：高、発生する時期：特定時期なし、影響度：低

当社は、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しており、当事業年度末現在における発行済株式総数に対する潜在株式数（自己新株予約権を除く）の割合は4.8％となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

④ 大株主の保有状況について

発生可能性：低、発生する時期：特定時期なし、影響度：中

当社の代表取締役会長兼CEO藤巻米隆（同氏の資産管理会社である株式会社FUJIMAKIアセットデザイン含む）及び二親等内の血族の所有株式数は、当事業年度末現在で発行済株式総数の96.0％となっております。同氏及び二親等内の血族は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針であります。当社といたしましては、同氏及び二親等内の血族は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により、大株主である同氏及び二親等内の血族の保有比率に大きな変動や保有方針の変更が生じた場合には、当社株式の流動性及び株価形成、並びに当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 自然災害等について

発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：高

当社では、自然災害、事故等に備え、定期的なITシステム、データベースのバックアップ、稼働状況の常時監視等によるトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、大地震等の自然災害の発生により、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事業が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　行政手続きのデジタル化について

発生可能性：中、発生する時期：特定時期なし、影響度：高

現在、デジタル庁は行政手続き及び民間手続きのデジタル化を推進しております。相続分野においてもデジタル化が進み、相続手続きをオンライン上かつワンストップで行うことが可能になり、顧客自身による相続手続きが簡素化した場合は、当社サービスのニーズが減少し、当社の事業及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

（５）担当J-Adviser との契約の解除に関する事項

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日現在において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り１カ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかった時は、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する１カ月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。

当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後１年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、１年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「２年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第２条第 22 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 48 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、２年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書面に基づき行うものとする。

ａ．次の（a）から（c）に定める書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）産競法第２条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

（c）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ．本号ただし書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがある時などで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合　当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合　当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c. 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のａからｃまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a. 次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合　当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b)　当社が前号c に規定する合意を行った場合　当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b. 当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c. 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a. 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132 条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b. 当社が前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日）

c. 当社がａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3 号ｂの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅰの２ 非上場会社を子会社とする株式交付、ⅱ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ 他の者への事業の譲渡、ⅵ 非上場会社との業務上の提携、ⅶ第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ その他非上場会社の吸収合併又はⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a. 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b. 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令順守及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d. TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e. TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f. 議決権の比率が３００％を超える第三者割当に係る決議又は決定

g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

① 当社又は同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかった時はJ-Adviser契約を解除することができる。

② 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。

③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

５ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

６ 【研究開発活動】

該当事項はありません。

７ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第６【経理の状況】【財務諸表等】（１）【財務諸表】【注記事項】（重要な会計方針）」に記載のとおりです。

（２）財政状態の分析

（資産）

当事業年度末における流動資産は678,003千円となり、前事業年度末に比べ52,429千円増加いたしました。これは主に、受任案件の増加に伴う契約資産の増加31,300千円、販売用不動産の計上6,299千円及び現金及び預金の増加6,014千円等によるものです。

当事業年度末における固定資産は68,666千円となり、前事業年度末に比べ5,159千円増加いたしました。これは主に、九州コミュニケーションラボの開設等に伴う建物（純額）の増加6,013千円等によるものです。

この結果、当事業年度末における総資産は746,670千円となり、前事業年度末に比べ57,588千円増加いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は416,302千円となり、前事業年度末に比べ5,744千円増加いたしました。これは主に、営業預り金の減少10,148千円、預り金の減少5,457千円及び賞与引当金の減少2,588千円等があった一方で、未払金の増加28,570千円等があったことによるものです。

当事業年度末における固定負債は10,607千円となり、前事業年度末に比べ3,038千円増加いたしました。これは主に、資産除去債務の増加2,364千円等によるものです。

この結果、当事業年度末における負債合計は426,909千円となり、前事業年度末に比べ8,783千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は319,760千円となり、前事業年度末に比べ48,805千円増加いたしました。これは、当期純利益の計上による利益剰余金の増加48,805千円によるものです。

（３）経営成績の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（４）経営成績に重要な影響を与える要因について

「第３【事業の状況】４【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

（５）キャッシュ・フローの状況の分析

「第３【事業の状況】１【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第４ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は19,867千円（有形固定資産10,442千円、無形固定資産9,424千円）であり、その主なものは、北九州市における九州コミュニケーションラボの開設に伴う内装工事及びリース資産、関西コミュニケーションラボの京都市への移転に伴う京都本社のレイアウト変更工事、業務管理システムのソフトウエア開発であります。

なお、当社は相続に関するプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

２ 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりです。

2026年８月31日現在

事業所名 （所在地）	設備の内容	帳簿価額					従業員数 （名）
		建物 （千円）	工具、器具及び備品 （千円）	ソフトウエア （千円）	リース資産 （千円）	合計 （千円）	
京都本社（本店） （京都市中京区）	本社機能	6,121	0	19,729	210	26,060	15(42)
東京本社 （東京都中央区）	営業及び業務施設	4,120	―	―	505	4,625	22(3)
大阪本社 （大阪市中央区）	営業及び業務施設	2,490	148	―	3,914	6,553	24(5)
九州コミュニケーションラボ （北九州市小倉北区）	営業及び業務施設	4,840	―	―	1,760	6,600	4(2)

（注）１．当社は、相続に関するプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
２．現在休止中の設備はありません。
３．従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。
４．事業所は全て賃借物件であり、年間の賃借料は27,480千円です。
５．京都本社（本店）には、関西コミュニケーションラボを含んでおります。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第５ 【発行者の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（2026年８月31日）（株）	公表日現在発行数（2026年11月27日）（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	585,600	214,400	214,400	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	800,000	585,600	214,400	214,400	―	―

（注）未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式10,290株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第１回新株予約権（2021年６月８日臨時株主総会決議、2021年６月８日臨時取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在（2026年８月31日）	公表日の前月末現在（2026年10月31日）
新株予約権の数（個）	866（注）１	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8,660（注）１、７	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50（注）２、７	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年６月９日 至 2031年６月８日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　50 資本組入額　　25 （注）７	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）６	同左

（注）１．新株予約権１個当たりの目的となる株式数は10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝ 調整前株式数× 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるも

のとする。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = \frac{既発行株式数 \times 調整前行使価額 + 新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員、顧問、社外協力者又は子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④ 本新株予約権の行使は、１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5．新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は取締役会の決議により別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消

滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記１に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記６．③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記４に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

上記５に準じて決定する。

７．2025年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年９月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第２回新株予約権（2022年10月７日臨時株主総会決議、2022年10月13日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （2026年８月31日）	公表日の前月末現在 （2026年10月31日）
新株予約権の数（個）	163（注）１	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,630（注）１、７	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	700（注）２、７	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年10月14日 至 2032年10月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　700 資本組入額　　350 （注）７	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）６	同左

（注）１．新株予約権１個当たりの目的となる株式数は10株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝ 調整前株式数× 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = \frac{既発行株式数 \times 調整前行使価額 + 新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④ 本新株予約権の行使は、１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5．新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は取締役会の決議により別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6．組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記１に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記６．③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い

日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記４に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

上記５に準じて決定する。

７．2025年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年９月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2025年９月１日(注)	192,960	214,400	－	10,355	－	365

(注) 株式分割（１:10）によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人	計	
					個人以外	個人	その他		
株主数(人)	―	―	―	6	―	―	7	13	―
所有株式数（単元）	―	―	―	1,339	―	―	803	2,142	200
所有株式数の割合(%)	―	―	―	62.5	―	―	37.5	100	―

(7) 【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ＦＵＪＩMAKＩアセットデザイン	京都府京都市中京区高倉通錦小路上る貝屋町５６５番地１四条高倉スカイハイツ５０８	131,800	61.47
藤巻米隆	京都府京都市中京区	63,980	29.84
藤巻賢太郎	Khlong Tan Nuea,Watthana,Bangkok,Thailand	10,000	4.66
小西弘樹	東京都中央区	4,320	2.01
司法書士法人F&Partners	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町88番地K.I.四条ビル５階	1,000	0.47
行政書士法人F&Partners	滋賀県草津市野村一丁目２番１６号	680	0.32
山西康孝	大阪府吹田市	600	0.28
鈴木龍介	東京都中野区	600	0.28
岩永哲雄	東京都中央区	500	0.23
遠藤正彦	京都府京都市上京区	400	0.19
計	－	213,880	99.76

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　214,200	2,142	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	200	―	―
発行済株式総数	214,400	―	―
総株主の議決権	―	2,142	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

第１回新株予約権(2021年６月８日臨時株主総会決議、2021年６月８日臨時取締役会決議)

決議年月日	2021年６月８日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役４名 当社従業員28名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】第１回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在(2026年10月31日)の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役３名、当社従業員９名となっております。

第２回新株予約権(2022年10月７日臨時株主総会決議、2022年10月13日取締役会決議)

決議年月日	2022年10月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役１名 当社従業員15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】第２回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本発行者情報公表日の前月末現在(2026年10月31日)の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員９名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。しかしながら、現在当社は成長過程にあり、事業の拡大及び財務基盤の強化に向けた内部留保の充実を図り、企業価値向上を目的とした成長投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、創業以来配当は実施しておらず、今後も当面の間は内部留保の充実を図る方針です。

将来的には、事業の拡大による収益力の向上や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針とし、配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1)【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第７期	第８期	第９期
決算年月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
最高（円）	－	－	4,130
最低（円）	－	－	4,130

（注）１．最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
２．当社株式は、2025年11月21日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしましたので、それ以前については該当事項はありません。

(2)【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年３月	４月	５月	６月	７月	８月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注）2026年３月から2026年８月においては売買実績がありません。

５ 【役員の状況】

男性　５名　女性　１名　（役員のうち女性の比率16.7%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	会長 兼CEO	藤巻　米隆	1960年 ５月30日生	1983年４月　上羽司法書士事務所入所 1987年４月　藤巻司法書士事務所(現 司法書士法人F&Partners)開設 2018年１月　司法書士法人F&Partners代表を退任 2018年４月　株式会社back50(現 当社)設立　代表取締役社長 2020年３月　株式会社ルリアングループホールディングス(現 株式会社ＦＵＪＩＭＡＫＩアセットデザイン)設立　代表取締役(現任) 2023年11月　当社代表取締役会長兼CEO(現任)	(注) １	(注) ４	195,780 (注)３
代表取締役	社長	小西　弘樹	1970年 ５月18日生	1994年４月　株式会社日刊スポーツ新聞社入社 2007年４月　株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー入社 2015年２月　公益財団法人ユニジャパン(東京国際映画祭事務局)入所 2017年２月　株式会社日本人材機構入社 2020年７月　株式会社地域経済システム研究所取締役 2020年11月　当社取締役経営戦略部長 2021年８月　株式会社地域経済システム研究所取締役退任 2022年11月　当社専務取締役 2023年11月　当社代表取締役社長(現任)	(注) １	(注) ４	4,320
常務取締役	―	山西　康孝	1979年 ７月19日生	2003年４月　富士通システムソリューションズ株式会社(現 株式会社富士通システムズ・イースト)入社 2016年８月　司法書士法人F&Partners　入所 2021年５月　当社入社　フロンティア事業部部長 2022年３月　当社CRM事業部部長 2023年１月　当社執行役員　CRM事業部部長 2023年９月　当社執行役員　ビジネスパートナーシップ事業部部長 2023年11月　当社取締役 2024年４月　当社常務取締役(現任)	(注) １	(注) ４	600
取締役 常勤 監査等委員	―	目片　雅喜	1959年 ９月22日生	1982年４月　株式会社滋賀銀行入行 2008年６月　同行　西陣支店支店長 2010年６月　同行　審査部副部長 2012年６月　同行　今津支店支店長 2014年８月　喜楽鉱業株式会社　入社　財務部長 2017年８月　同社　常勤監査役就任 2021年11月　当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) ２	(注) ４	―
取締役 監査等委員	―	吉田　衣里	1981年 10月14日生	2009年12月　弁護士登録(第62期) 2009年12月　西東京共同法律事務所入所(現任) 2021年11月　当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) ２	(注) ４	―
取締役 監査等委員	―	遠藤　正彦	1958年 10月18日生	1981年４月　藤沢薬品株式会社(現 アステラス製薬株式会社)入社 1990年４月　株式会社TCD　入社 1991年９月　株式会社ウェイヴインターナショナル設立　取締役 2001年４月　株式会社メディアフェイス　取締役 2005年４月　株式会社空(現 株式会社FREEMIND)専務取締役 2005年４月　株式会社自在設立　代表取締役(現任) 2006年４月　同志社大学　嘱託講師(現任) 2015年６月　株式会社成基総研　顧問 2019年６月　当社監査役 2021年11月　当社監査役　退任 2023年11月　当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) ２	(注) ４	400
計							201,100

（注）１．2026年11月27日開催の定時株主総会終結の時から2027年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
２．2025年11月27日開催の定時株主総会終結の時から2027年８月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
３．代表取締役会長兼CEO藤巻米隆の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社ＦＵＪＩＭＡＫＩアセットデザインが所有する株式数を含んでおります。
４．2026年８月期に支給した役員報酬の総額は、80,460千円であります。
５．取締役 目片雅喜、吉田衣里、遠藤正彦は、社外取締役であります。

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、会社の持続的な成長と企業価値の創出のため、株主・顧客・取引先・地域社会をはじめ、企業活動を支える様々なステークホルダーの皆様との良好な関係の構築及び適切な協働に努め、強固な経営基盤を確立することを目指しております。そのため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を最重要課題と認識し、経営の健全性、透明性、効率性を高める経営管理体制の構築、公平かつ適時適切な情報開示を行ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、2021年11月26日に監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社へ移行しております。

業務執行に対する監督機能の強化及び適切な財務報告を行う観点から、より独立性の高い企業統治の枠組みを積極的に採用することにより、経営の健全性、透明性、効率性を高める経営管理体制及び公平かつ適時適切な情報開示体制を構築し、ひいては会社の持続的な成長と企業価値の創出に繋がるものと考えております。

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図は次のとおりです。

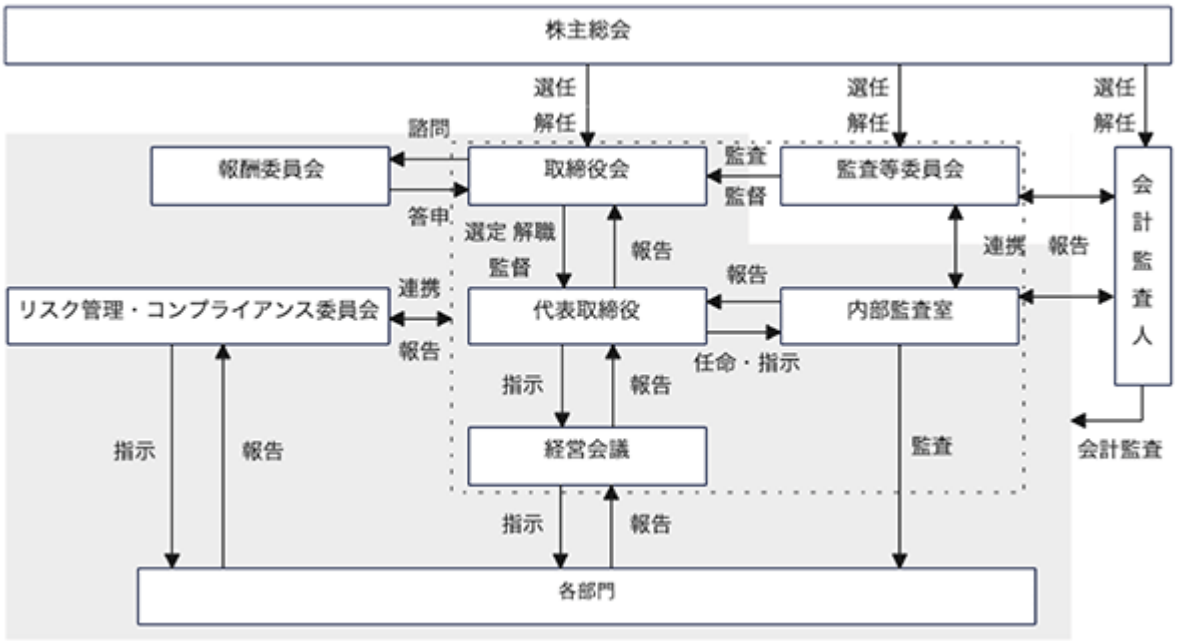

ａ．取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長小西弘樹を議長として、藤巻米隆、山西康孝、目片雅喜、吉田衣里、遠藤正彦の６名で構成され、うち、目片雅喜、吉田衣里、遠藤正彦の３名は社外取締役であります。

取締役会は、原則として毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、法令・定款に規定される事項及び経営に関する重要事項等に対する意思決定機能、業務執行状況の報告・確認による監督機能を果たしております。

ｂ．監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員目片雅喜を議長として、吉田衣里、遠藤正彦の３名で構成され、３名全員が社外取締役であります。

監査等委員会は、原則として月１回開催し、取締役の業務執行に対する監査の実効性を高める監査方針・監査計画の決定、監査の進捗・結果の共有等を適時に実施しております。

ｃ．内部監査

当社の内部監査は、各部門から独立した内部監査室を代表取締役社長の直轄する部署として設置し、内部監査責任者である専任の内部監査室長１名、補助者である内部監査担当者１名の計２名で構成しております。

内部監査室は、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的として、会計監査・業務監査・内部統制監査を対象とする監査計画の立案、監査の実施、結果の報告及び指摘に対する改善状況を確認しております。

また、内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と監査計画及び監査の進捗等を適宜共有・連携し、三様監査を行っております。

ｄ．経営会議

当社の経営会議は、取締役（監査等委員である者を除く。）３名で構成し、必要に応じて事業部長、業務委託契約に基づく外部有識者、オブザーバーとして常勤監査等委員が出席しております。

経営会議は、原則として月２回開催し、業務執行に関する重要事項を協議することを目的として、職務権限規程に基づく決裁、各部門の事業計画に対する実績と状況の報告・質疑等を行っております。

ｅ．リスク管理・コンプライアンス委員会

当社のリスク管理・コンプライアンス委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。）３名、監査等委員である取締役３名、執行役員２名、内部監査部門の部署長１名、苦情管理部門の部署長１名、経営戦略所管部門の部署長1名の他、法務所管部門の実務担当者１名が出席しております。

リスク管理・コンプライアンス委員会は、原則として月１回開催し、リスク管理の推進及びコンプライアンス体制の強化と推進を目的として、事務及び労務に関わる法改正や重要なクレームに関する事象・取組等を報告・協議し、必要に応じて勧告等を行っております。

ｆ．報酬委員会

当社の報酬委員会は、取締役会で選定する取締役３名以上で構成し、過半数を社外取締役とするとともに、委員長及び議長は社外取締役が務めることとしております。構成員は代表取締役会長兼CEO藤巻米隆、監査等委員である取締役目片雅喜（委員長・議長）、遠藤正彦です。

報酬委員会は、取締役の報酬に関する客観性及び透明性を高めるため、取締役会の諮問に応じて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容等を審議及び答申を行っております。また、取締役の個人別の報酬について、取締役会において報酬委員会に一任する旨の決議がある場合、報酬委員会で審議し決定しております。

ｇ．会計監査人

当社は、会計監査人として三優監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき監査を受けております。

監査を執行した公認会計士は鳥居陽氏、西川賢治氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士４名、その他３名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ｈ．社外役員の状況

当社の社外取締役は３名であります。社外取締役は、幅広い見識や豊富な経験に基づく客観的な視点による監督や提言を行う役割を担っております。

社外取締役目片雅喜は、銀行や事業会社での経験を通じて、財務や経営全般に関する相当程度の知見等を有しております。当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役吉田衣里は、弁護士資格を有し、法令に関する相当程度の知見等を有しております。当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役遠藤正彦は、事業会社における取締役等の経験を通じて、経営全般に関する相当程度の知見等を有しております。なお、同氏は当社株式を保有しておりますが、これ以外には、当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

③　支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、一般の取引条件と同等の条件を基準に公正かつ適切に判断し、少数株主の利益を損なわないよう対応しております。また、関連当事者取引については、取締役会の承認を必要とし、取引の妥当性を確認することで、少数株主の利益を保護する体制を構築しております。

④　企業統治に関するその他の事項

ａ．内部統制システムの整備の状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、当社は2021年11月26日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する方針」を定め、当該方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

(a) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、全ての取締役、執行役員及び従業員（以下、総称して「役職員」という。）が遵守すべき「取締役会規程」をはじめとする諸規程・諸規則を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。当社は、取締役会及びリスク管理・コンプライアンス委員会を組織し、原則毎月１回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。また、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスガイドライン」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、役職員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修などによる正しい知識の修得に努めます。さらに、「コンプライアンス規程」に基づき、役職員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度を制定することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めております。不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めております。一方、「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、役職員の職務の執行が適切に行われているか検証のうえ、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

(b) 役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

役職員の職務の執行に係る情報に関しては、当社は、「文書等管理規程」に従って適切な状態で保存、管理し、役職員が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。営業秘密及び個人情報の不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するた

めに「機密情報管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行います。各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求に従い、会社情報を適時適切に開示します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、リスク管理規程を制定し、当社の各部門と役職員全員が、本規程に従い、全社的リスク管理を徹底します。また、リスク管理・コンプライアンス委員会にて、広範なリスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討・実施します。緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実行等を行い、事態の早期解決に努めます。

(d) 役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、経営会議を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、経営計画を策定し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で、売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。一方、業務執行面では、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「組織規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、「稟議規程」に基づく稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

(e) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任又は兼任スタッフ（以下「スタッフ」といいます。）を置きます。また、当該スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないものとするとともに、その人事異動・評価等について監査等委員会の事前の同意を得るものとします。取締役は、取締役会での業務報告により監査等委員会への報告を行うことを基本とします。また、当社の役職員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、必要に応じ、あるいは監査等委員会からの要求に従って、随時報告するものとします。監査等委員会は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができます。当社は、内部通報制度の利用を含む監査等委員会への報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底します。監査等委員会は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行うことで監査の実効性を確保し、また、内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告するものとします。当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

(f) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処することを役員及び従業員等に周知しております。また、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否します。

(g) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととします。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

b．リスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する方針」に基づき、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的とする「リスク管理規程」を制定しております。経営戦略所管部を主管部とし、「リスク」を「会社に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる全ての可能性」と定義し、役職員の責務の周知を図り、事故などの具体的事案の発生時の対応や処理後の報告を求めることにより、リスクの顕在化の未然防止、利害関係者及び企業経営への影響の最小化、再発防止に努めております。また、大地震などの突発的リスクが顕在化し、全社的な対応が重要である緊急事態において、社長をリスク管理

統括責任者とする緊急事態対応体制を構築しております。コンプライアンスについては、コンプライアンス担当役員を社長とし、主管部を法務所管部とする「コンプライアンス規程」を制定しております。会社に影響を与える社内外のコンプライアンスに関する計画の策定及び情報収集を行い、コンプライアンス問題が発生した場合の対応を適切に行うことを目的として、役職員のコンプライアンスへの関心を高め、研修・啓蒙等の諸施策を講じております。

また、リスク管理規程とコンプライアンス規程の定めに基づき、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を、全取締役に執行役員、内部監査部門の部署長、苦情管理部門（苦情管理規程主管部門）の部署長、経営戦略所管部門の部署長、法務所管部門（コンプライアンス規程主管部）の実務担当者を加え、月１回の頻度で開催しております。

⑤　役員報酬の内容

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	70,860	70,860	―	―	3
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	―	―	―	―	―
社外役員	9,600	9,600	―	―	3
計	80,460	80,460	―	―	6

⑥　取締役の定数

当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする旨を定款で定めております。

⑦　取締役の選任の決議要件

当社は、取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する旨を定款で定めております。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

なお、選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑧　取締役及び会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑨　責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（当会社又はその子会社の業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、監査等委員3名と責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑩　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める特別決議について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑪　自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的としております。

⑫　中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第５項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	19,000	―
計	19,000	―

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めていませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案した上で決定しております。

第６ 【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当事業年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年８月31日)	当事業年度 (2026年８月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	434,747	440,762
売掛金	38,167	41,631
契約資産	140,158	171,459
販売用不動産	―	6,299
前渡金	―	1,201
前払費用	11,821	13,872
その他	678	2,778
流動資産合計	625,573	678,003
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,931	20,268
減価償却累計額	△2,372	△2,695
建物(純額)	11,559	17,572
工具、器具及び備品	1,508	875
減価償却累計額	△1,207	△727
工具、器具及び備品(純額)	301	148
リース資産	7,945	9,135
減価償却累計額	△2,105	△2,745
リース資産(純額)	5,839	6,390
有形固定資産合計	17,699	24,111
無形固定資産		
ソフトウエア	18,276	19,729
無形固定資産合計	18,276	19,729
投資その他の資産		
長期前払費用	462	390
敷金及び保証金	19,091	17,540
繰延税金資産	7,968	6,884
その他	10	10
投資その他の資産合計	27,531	24,826
固定資産合計	63,507	68,666
資産合計	689,081	746,670

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,681	1,040
未払金	122,535	151,106
未払費用	51,223	49,530
未払法人税等	9,005	9,178
未払消費税等	19,321	17,256
契約負債	493	1,087
営業預り金	183,289	173,141
預り金	8,288	2,830
賞与引当金	13,718	11,130
流動負債合計	410,557	416,302
固定負債		
リース債務	1,482	2,156
資産除去債務	6,086	8,451
固定負債合計	7,568	10,607
負債合計	418,126	426,909
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,355	10,355
資本剰余金		
資本準備金	365	365
資本剰余金合計	365	365
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	260,235	309,040
利益剰余金合計	260,235	309,040
株主資本合計	270,955	319,760
純資産合計	270,955	319,760
負債純資産合計	689,081	746,670

② 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
営業収益	※　1,291,962	※　1,503,352
営業費用		
役員報酬	82,110	80,460
給与手当	324,940	363,793
賞与	12,223	9,486
賞与引当金繰入額	13,718	11,130
法定福利費	61,008	65,343
旅費交通費	56,728	67,103
通信費	65,321	78,110
支払手数料	538,987	655,174
減価償却費	9,587	10,176
地代家賃	25,912	27,480
その他	37,195	56,242
営業費用合計	1,227,734	1,424,501
営業利益	64,228	78,850
営業外収益		
受取利息	494	1,211
受取配当金	－	0
受取手数料	10	－
営業外収益合計	505	1,211
営業外費用		
支払利息	124	129
上場関連費用	－	6,800
営業外費用合計	124	6,929
経常利益	64,609	73,132
特別損失		
事務所移転費用	－	3,979
特別損失合計	－	3,979
税引前当期純利益	64,609	69,153
法人税、住民税及び事業税	19,820	19,264
法人税等調整額	△1,105	1,083
法人税等合計	18,714	20,347
当期純利益	45,894	48,805

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	10,355	365	365	214,340	214,340	225,060	225,060
当期変動額							
当期純利益				45,894	45,894	45,894	45,894
当期変動額合計	－	－	－	45,894	45,894	45,894	45,894
当期末残高	10,355	365	365	260,235	260,235	270,955	270,955

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	10,355	365	365	260,235	260,235	270,955	270,955
当期変動額							
当期純利益				48,805	48,805	48,805	48,805
当期変動額合計	－	－	－	48,805	48,805	48,805	48,805
当期末残高	10,355	365	365	309,040	309,040	319,760	319,760

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	64,609	69,153
減価償却費	9,587	10,176
事務所移転費用	－	3,508
受取利息及び受取配当金	△494	△1,211
支払利息	124	129
賞与引当金の増減額（△は減少）	3,936	△2,588
移転損失引当金の増減額（△は減少）	△1,685	－
売掛金及び契約資産の増減額（△は増加）	△7,335	△34,764
販売用不動産の増減額（△は増加）	－	△6,299
前払費用の増減額（△は増加）	17	△2,050
未払金の増減額（△は減少）	16,014	27,306
未払費用の増減額（△は減少）	5,479	△1,692
未払消費税等の増減額（△は減少）	4,678	△1,717
営業預り金の増減額（△は減少）	4,278	△10,148
その他	631	△5,947
小計	99,842	43,854
利息及び配当金の受取額	494	1,211
利息の支払額	△124	△129
法人税等の支払額	△19,322	△19,091
営業活動によるキャッシュ・フロー	80,890	25,845
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△50,000	△105
有形固定資産の取得による支出	△2,210	△5,373
無形固定資産の取得による支出	△2,173	△9,424
敷金及び保証金の差入による支出	－	△1,881
敷金及び保証金の回収による収入	2,185	－
資産除去債務の履行による支出	－	△54
その他	△10	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△52,208	△16,840
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△2,973	△3,096
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,973	△3,096
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	25,707	5,908
現金及び現金同等物の期首残高	359,040	384,747
現金及び現金同等物の期末残高	※　384,747	※　390,656

【注記事項】

(重要な会計方針)

１．棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物及び建物附属設備については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　８年～18年

工具、器具及び備品　６年～８年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３～５年）で償却しております。

（３）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

相続に関するプラットフォーム事業において、当社の顧客である行政書士や税理士等の専門事業者に対して、相続等に関する業務委託を希望する相続人等の見込顧客の取付業務を行うことにより、行政書士や税理士等の専門事業者から業務報酬を収受しております。行政書士や税理士等の専門事業者に対する見込顧客の取付業務については、行政書士や税理士等の専門事業者と相続人等との間で業務委託契約が締結された時点で収益を認識しております。

５．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(未適用の会計基準等)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）等

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取り扱いを定めるものであります。

（２）適用予定日

2028年８月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年１月９日）

・「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年１月９日）

（１）概要

後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会　監査・保証基準委員会　監査基準報告書560実務指針第１号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めるものであります。

（２）適用予定日

2028年８月期の期首より適用予定であります。

(損益計算書関係)

※　顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１．発行済株式に関する事項及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	21,440	－	－	21,440
自己株式				
普通株式(株)	－	－	－	－

(注)　2025年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年９月１日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は192,960株増加し、214,400株となっております。

２．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

１．発行済株式に関する事項及び自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	21,440	192,960	－	214,400
自己株式				
普通株式(株)	－	－	－	－

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加192,960株は、2025年９月１日付の株式分割（１株につき10株の割合）によるものであります。

２．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
現金及び預金	434,747 千円	440,762 千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△50,000 〃	△50,105 〃
現金及び現金同等物	384,747 千円	390,656 千円

（リース取引関係）

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産　事務機器であります（工具、器具及び備品）。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産　事務機器であります（工具、器具及び備品）。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な定期預金等の安全性の高い金融資産に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社、支店及び事務所の建物賃貸借契約に係る差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び営業預り金は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

販売先の信用リスクについては、販売及び与信管理規程に従い、販売先の信用状態、取引内容、回収条件等を十分調査・検討した上で取引を開始しております。また、販売先との取引を通じて信用状況を継続的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金は、取引開始時に信用調査を行い、信用状況の把握に努めております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

流動性リスクについては、定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、適時に入出金を把握することにより手元流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金及び保証金	19,091	14,327	△4,763
資産計	19,091	14,327	△4,763

（注）１．「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「営業預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものに該当するため、記載を省略しております。

（注）２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	434,747	－	－	－
売掛金	38,167	－	－	－
敷金及び保証金	－	－	－	19,091
合計	472,915	－	－	19,091

（注）リース債務の決算日後の返済予定額については、「第６ 経理の状況 財務諸表等 ⑤附属明細表 （借入金等明細表）」に記載しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	14,327	－	14,327
資産計	－	14,327	－	14,327

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、返還予定時期を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値に、信用リスクを加味して算定し、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な定期預金等の安全性の高い金融資産に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社等の建物賃貸借契約に係る差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び営業預り金は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

販売先の信用リスクについては、販売及び与信管理規程に従い、販売先の信用状態、取引内容、回収条件等を十分調査・検討した上で取引を開始しております。また、販売先との取引を通じて信用状況を継続的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金は、取引開始時に信用調査を行い、信用状況の把握に努めております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

流動性リスクについては、定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、適時に入出金を把握することにより手元流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金及び保証金	17,540	11,391	△6,149
資産計	17,540	11,391	△6,149

（注）１．「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「営業預り金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものに該当するため、記載を省略しております。

（注）２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	440,762	－	－	－
売掛金	41,631	－	－	－
敷金及び保証金	－	－	－	17,540
合計	482,393	－	－	17,540

（注）リース債務の決算日後の返済予定額については、「第６ 経理の状況 財務諸表等 ⑤附属明細表 （借入金等明細表）」に記載しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	11,391	－	11,391
資産計	－	11,391	－	11,391

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、返還予定時期を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値に、信用リスクを加味して算定し、レベル２の時価に分類しております。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度(自 2024年９月１日 至 2025年８月31日)

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は零円であるため、費用計上はしておりません。

当事業年度(自 2025年９月１日 至 2026年８月31日)

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時点においては未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は零円であるため、費用計上はしておりません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
決議年月日	2021年６月８日	2022年10月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役４名 当社従業員28名	当社取締役１名 当社従業員15名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式　15,070株	普通株式　1,930株
付与日	2021年６月18日	2022年10月28日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2023年６月９日 至 2031年６月８日	自 2024年10月14日 至 2032年10月13日

（注）１．株式数に換算して記載しております。なお、2025年９月１日付株式分割(普通株式１株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

２．「第５ 発行者の状況 １ 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」の「新株予約権の行使の条件」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2026年８月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利確定前	(株)		
前事業年度末		8,660	1,750
付与		―	―
失効		―	―
権利確定		△8,660	△1,750
未確定残		―	―
権利確定後	(株)		
前事業年度末		―	―
権利確定		8,660	1,750
権利行使		―	―
失効		―	△120
未行使残		8,660	1,630

(注)2025年９月１日付株式分割(普通株式１株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

② 単価情報

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利行使価格	(円)	50	700
行使時平均株価	(円)	―	―
付与日における公正な評価単価	(円)	―	―

(注)2025年９月１日付株式分割(普通株式１株につき10株の割合)による分割後の価格に換算しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ＤＣＦ法(ディスカウント・キャッシュフロー法)及び時価純資産法により算出した価格を総合的に勘案して算定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額　40,923千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　―千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産		
賞与引当金	4,732千円	3,934千円
資産除去債務	2,151 〃	2,987 〃
未払事業税	960 〃	1,015 〃
減価償却超過額	468 〃	646 〃
繰越税額控除	－ 〃	32,469 〃
その他	1,438 〃	847 〃
繰延税金資産小計	9,751千円	41,900千円
評価性引当額（注）	－ 〃	△32,469 〃
繰延税金資産合計	9,751千円	9,431千円
繰延税金負債		
資産除去費用	△1,783千円	△2,546千円
繰延税金負債合計	△1,783千円	△2,546千円
繰延税金資産の純額	7,968千円	6,884千円

（注）評価性引当額が32,469千円増加しております。この増加の主な内容は、繰越税額控除に係る評価性引当額を認識したことによるものであります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
法定実効税率	34.5%	34.5%
（調整）		
所得拡大促進税制税額控除	△5.1%	△4.6%
中小企業軽減税率	△1.2%	△1.1%
住民税均等割	1.2%	1.2%
その他	△0.4%	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%	29.4%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から17年～18年と見積り、割引率は国債の利回り0.3%～3.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自　2024年９月１日 至　2025年８月31日)	当事業年度 (自　2025年９月１日 至　2026年８月31日)
期首残高	3,554 千円	6,086 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,475 〃	2,401 〃
時の経過による調整額	55 〃	87 〃
見積りの変更による増加額	― 〃	760 〃
資産除去債務の履行による減少額	― 〃	△884 〃
期末残高	6,086 千円	8,451 千円

(4) 当該資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更による増加額760千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、相続に関するプラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
相続サポート	1,258,651	1,474,921
ライフサポート	18,801	9,763
その他	14,509	18,667
顧客との契約から生じる収益	1,291,962	1,503,352
その他の収益	－	－
外部顧客への営業収益	1,291,962	1,503,352

（表示方法の変更）

従来、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「１次サポート」「２次サポート」「その他」に区分しておりましたが、事業内容をより明瞭に開示するために、当事業年度より、「相続サポート」「ライフサポート」「その他」の区分に変更しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度について注記の組替を行っております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)」の「４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	38,527	38,167
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	38,167	41,631
契約資産（期首残高）	132,463	140,158
契約資産（期末残高）	140,158	171,459
契約負債（期首残高）	895	493
契約負債（期末残高）	493	1,087

契約資産は、行政書士や税理士等の専門事業者に対する見込顧客の取付業務において、行政書士や税理士等の専門事業者と相続人等との間で業務委託契約の締結が完了し、履行義務が充足しているが、期末日時点で精算金が未入金の業務報酬に対する当社の権利に関するものです。契約資産は、相続人等による精算金の支払が行われたことにより、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権へ振替又は営業預り金との相殺が行われます。

契約負債は、主に、年間契約のシステム利用料の前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高が含まれていた額は、895千円であります。また、前事業年度において、契約資産が7,695千円増加した主な理由は、契約金額及び契約件数の増加によるものであります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高が含まれていた額は、493千円であります。また、当事業年度において、契約資産が31,300千円増加した主な理由は、契約金額及び契約件数の増加によるもので

あります。
過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益に重要性はありません。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、相続に関するプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
行政書士法人F&Partners	408,521	相続に関するプラットフォーム事業
行政書士法人F&PartnersEAST	272,270	相続に関するプラットフォーム事業

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	営業収益	関連するセグメント名
行政書士法人F&Partners	523,619	相続に関するプラットフォーム事業
行政書士法人F&PartnersEAST	297,777	相続に関するプラットフォーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自　2024年９月１日　至　2025年８月31日)

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容（注）１	取引金額（千円）（注）２	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	藤巻米隆	－	－	当社代表取締役会長兼CEO	(被所有)直接29.9	債務被保証	不動産賃貸借契約の債務被保証	18,188	－	－

（注）１．当社の本社及び事務所の賃貸借契約について債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

２．不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引額は、年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自　2025年９月１日　至　2026年８月31日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり純資産額	1,263.78円	1,491.42円
１株当たり当期純利益金額	214.06円	227.64円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	―	217.53円

（注）１．当社は、2025年９月１日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益を算定しております。
２．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は前事業年度末において非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
３．１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	45,894	48,805
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	45,894	48,805
期中平均株式数(株)	214,400	214,400
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（千円）	―	―
普通株式増加数（株）	―	9,959
（うち新株予約権（株））	―	(9,959)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2021年６月８日開催の取締役会決議による第１回新株予約権 新株予約権の数 866個 （普通株式 8,660株） 2022年10月13日開催の取締役会決議による第２回新株予約権 新株予約権の数 175個 （普通株式 1,750株） なお、新株予約権の概要は「第５発行者の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	―

（注）2025年９月１日付株式分割(普通株式１株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	13,931	8,535	2,198	20,268	2,695	965	17,572
工具、器具及び備品	1,508	－	633	875	727	109	148
リース資産	7,945	1,906	716	9,135	2,745	1,128	6,390
有形固定資産計	23,385	10,442	3,548	30,279	6,167	2,204	24,111
無形固定資産							
ソフトウエア	44,971	9,424	－	54,396	34,667	7,971	19,729
無形固定資産計	44,971	9,424	－	54,396	34,667	7,971	19,729

（注）当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。
建物　京都本社のレイアウト変更工事　2,823千円
建物　九州コミュニケーションラボの開設に伴う内装工事　2,550千円
建物　九州コミュニケーションラボの開設に伴う資産除去債務に対応する除去費用の計上　2,401千円
ソフトウエア　工程管理システム及び顧客向けツールの開発・改修　9,424千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
１年以内に返済予定のリース債務	2,681	1,040	4.8	—
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	1,482	2,156	6.0	2027年９月～2031年４月
合計	4,164	3,196	—	—

（注）１．「平均利率」については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
リース債務	848	555	458	295

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	13,718	11,130	12,037	1,681	11,130

（注）賞与引当金の「当期減少額（その他）」は、支給見込額と実際支給額との差額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	―
預金	
普通預金	390,656
定期預金	50,105
小計	440,762
合計	440,762

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
税理士法人アイユーコンサルティング	8,416
税理士法人F&Partners	6,217
アリアス税理士法人	4,045
ゼロイチ税理士法人	3,153
税理士法人リアン・パークス	3,047
その他	16,750
合計	41,631

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円）	当期発生高（千円）	当期回収高（千円）	当期末残高（千円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
38,167	431,608	428,144	41,631	91.1	33.7

(注)当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．契約資産

相手先	金額（千円）
行政書士法人F&Partners	93,278
行政書士法人F&PartnersEAST	50,853
行政書士法人ライフ	9,998
きぬ行政書士事務所	2,517
谷内行政書士事務所	1,591
その他	13,219
合計	171,459

ニ．販売用不動産

地域別	面積（㎡）	金額（千円）
埼玉県上尾市	107.31	5,872
京都府京都市	73.12	427
合計	180.43	6,299

（注）上記の金額は、土地・建物の合計であり、面積は土地の面積であります。

② 流動負債

ホ．未払金

相手先	金額（千円）
アルファクラブ武蔵野株式会社	16,483
株式会社レクスト	14,127
株式会社あいネットサービス	12,856
株式会社藤島モルガン商会	8,643
株式会社サン・ライフメンバーズ	6,920
その他	92,075
合計	151,106

ヘ．未払費用

相手先	金額（千円）
給与手当等	33,966
社会保険料	12,641
労働保険料	2,923
合計	49,530

ト．営業預り金

相手先	金額（千円）
行政書士法人F&Partners	41,893
行政書士法人F&PartnersEAST	24,957
きぬ行政書士事務所	16,981
いつみ行政書士事務所	6,367
行政書士さくらい法務事務所	6,034
その他	76,907
合計	173,141

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第７ 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８ 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日 毎年８月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	―
株主名簿管理人	―
取次所	―
名義書換手数料	―
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目６番３号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告としております。ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 URL：https://le-lien.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第１ 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月27日

株式会社ルリアン
取 締 役 会 御 中

三 優 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鳥居　陽
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	西川　賢治

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルリアンの2025年９月１日から2026年８月31日までの第９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ルリアンの2026年８月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合

には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための

セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。